

エフカードジュニアクラブ会員規約

1. 会員資格について

会員とは、入会時に中学生、高校生の年齢の方で、本規約を承認のうえ入会申込をされ、フジ(以下「当社」という)が入会を認めた方をいいます。

2. 会員証の貸与・有効期限について

- (1) 当社は、会員1名につき、1枚の会員証『エフカードジュニアクラブカード』を発行し、貸与いたします。
※会員証(カード)は、クレジットカードではありません。
- (2) 会員証(カード)は、カードに署名した会員本人のみが利用できます。また、カードを他人に貸したり、譲ったりすることはできません。
- (3) 有効期限は、申込日から高校卒業の3月末日までといたします。

3. 退会について

- (1) 有効期限の途中でいつでも退会できますが、その場合は、会員証(カード)を当社にお返しいただきます。
- (2) 会員が、退会した場合は、割引ポイントのそれまでの累計ポイントは失効するものとします。

4. カードの紛失・盗難について

- (1) 会員証(カード)を紛失したり、盗難にあった場合は、ただちに当社までご連絡ください。
- (2) 会員証(カード)の再発行は、当社所定の手続きをとるものとします。

5. お申し込み内容の変更について

会員が、お名前・住所・電話番号等を変更される場合は、速やかに当社にお届けください。

6. ポイント加算等の方法について

割引ポイントは、会員が当社およびカード加盟店でのお買い物等の時、レジにて会員証(カード)を提示すれば、100円(税抜き)で1.0ポイント加算いたします。ただし、以下の場合は加算ができません。

- (1) 精算の時に、レジにてカードの提示がない場合。
- (2) 切手・葉書・商品券・チケット・テレフォンカード・バスカード・図書カード・ギフト券・DPE・荷造料・配送料・郵送料・お直し代等の精算。
- (3) 当社が別途指定するカード加盟店、店舗での精算。
- (4) 当社が指定した割引券等(エフカードポイント割引券等)を利用した時の割引券等のご使用額分。
※割引ポイントは、レシートに記載します。
※会員の都合により返品をした場合は、その部分のポイントは減算するものとします。なお、ポイントの残高不足の場合は、ポイント券等の回収または累計ポイントをマイナスとして次回以降の加算ポイントから減算するものとします。

7. ポイントの利用

- (1) 割引ポイントは、500ポイントになると500円分(税込み)のポイント割引券をレジにて発券いたします。発券したポイント割引券は、次回以降の現金でのお買い物から利用できるものとします。なお、本規約6.(1)(2)(3)の場合には使えないものとします。

- (2) 割引ポイントの有効期限は、最終のお買物でのご利用日またはポイント付与日のどちらかの遅い日から1年間とし、レシートに記載します。
- (3) 発券されたポイント割引券の有効期限は、発券日から6ヵ月後の月末までとし、ポイント割引券に記載されます。
- (4) 有効期限を過ぎると、使用されなかったポイントおよびポイント割引券は失効します。

8. 個人情報の収集・利用・提供に関する同意

会員は、以下の内容に同意するものとします。

- (1) 会員は、申込み時及び変更届け出時に会員が記入する会員の属性等及びカードを利用しての各種取引の情報を当社が収集すること。
- (2) 当社及び当社の関連会社並びに当社の加盟店で個人情報の提供に関する契約を締結した関連企業が、正当な事業活動に利用するために会員に宣伝印刷物等を送付すること。ただし、会員の希望により送付を中止することができます。
- (3) 会員は、当社が各種法令の規程により公的機関等から個人情報の提出を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、また、本人または第三者の生命・身体・財産・その他の権利を害する恐れがある場合、公的機関等に個人情報を提供すること。

<個人情報統括管理者及び連絡先>

株式会社フジ 人事総務部長 Tel(089)923-1264

9. 業務委託

会員は、当社が株式会社フジ・カードサービスまたは当社が指定する委託先に対して、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、前条8により収集した個人情報を預託し、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。

- (1) カードの情報処理、電算機処理に付随する業務。
- (2) カードの紛失、盗難連絡の受付、登録および各種届出事項の変更に関する受付、登録にかかわる業務。
- (3) カード利用に関する問い合わせにかかわる業務。
- (4) その他カード及びポイント等付帯サービスにかかわる業務のうち、当社が指定したもの。

10. 規約の変更

本規約を変更または改定した場合は、会員にその旨を通知もしくは告知します。なお、当社が変更内容を通知もしくは告知した後、会員がカードをご利用した時、または通知もしくは告知後異議無く30日経過した時は、変更事項を承諾したものとします。

11. お問い合わせ先

本規約ならびにエフカードジュニアクラブについてのお問い合わせ、ご相談は、下記窓口といたします。

【お問い合わせ・ご相談窓口】

株式会社フジ・カードサービス
〒790-0065 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
Tel(089)923-2401

または、最寄りのフジ各店まで。

※当規約は、2013年3月1日現在のものです。